

静岡県警察職員の自己啓発のための休職に関する要綱の 制定について

(平成15年11月28日例規警第54号)

静岡県警察職員の自己啓発に係る休職の運用に関する必要な事項について、別添のとおり「静岡県警察職員の自己啓発のための休職に関する要綱」を定め、平成15年12月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

静岡県警察職員の自己啓発のための休職に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、行政課題に適切に対応する人材の育成を図る観点から、静岡県警察職員(以下「職員」という。)が自主的に計画する長期の自己啓発を支援するため、職員の分限に関する条例(昭和28年県条例第33号。以下「条例」という。)第2条第2号に基づく休職(以下「自己啓発のための休職」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象とする研修

自己啓発のための休職の対象とする研修は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- 1 職員が、自主的に計画して、学校、研究所その他これに準ずる公共的施設(営利を目的とする会社の研究所等を除く。)において行われるものであること。
- 2 職員の職務と関連が認められ、又はその職務を遂行する職員の資質向上に資すると認められ、かつ、その有意性及び必要性が認められることを内容とする調査又は研究であること。
- 3 調査又は研究の内容が、高度の専門性を有するものであること。
- 4 研修期間が1年以上3年以内で、連続する一の期間であること。

第3 対象となる職員

自己啓発のための休職の対象となる職員は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- 1 自己啓発のための休職の開始予定日の前日において、職員として勤務した期間(出向期間を含む。)が5年以上である者
- 2 職員として良好な成績で勤務し、かつ、長期の研修の実施に心身ともに耐え得る者
- 3 休職期間終了後も引き続き職員として勤務する意思を有する者
- 4 既に自己啓発のための休職を取得したことのある職員にあっては、当該休職の期間が2年以下であること。

第4 休職の期間

- 1 自己啓発のための休職の期間は、1年以上3年以下の範囲で、年を単位とする。ただし、既に自己啓発のための休職を取得したことのある職員にあっては、3年から当該休職の期間を減じた年数の範囲で、年を単位とする。
- 2 原則として、休職期間の始期は4月1日、終期は3月31日とする。

第5 休職期間の短縮及び延長

- 1 職員は、自己啓発の目的が終了した場合には、第4の規定にかかわらず、月を単位

として休職期間の短縮を申し出なければならない。

- 2 職員は、自己啓発のための休職の目的である調査又は研究の継続が困難となることが明らかになった場合には、休職期間の短縮を申し出なければならない。
- 3 職員は、自己啓発のための休職の開始日以降に、当該休職の期間を延長せざるを得ない特別の事情が生じたときは、休職期間が通算して3年を超えない範囲で、半年又は1年を単位として休職期間の延長を申し出ることができる。

第6 申出手続等

- 1 自己啓発のための休職を希望する職員は、休職を希望する年度の前年度の8月末日までに、自己啓発のための休職申出書（様式第1号）に休職期間終了後も引き続き勤務する意思を有することを明らかにする書面を添えて所属長に提出するものとする。
- 2 第5の1の規定により休職期間の短縮を希望する職員は、原則として短縮申出期間の終期の2月前までに、休職期間短縮申出書（様式第2号。以下「期間短縮申出書」という。）に、自己啓発の目的が終了したことを証する書類等を添えて所属長に提出するものとする。
- 3 第5の2に該当する職員は、調査又は研究の継続が困難となることが明らかになった時点で、速やかに、期間短縮申出書に継続が困難となった旨の理由書（様式第3号）を添えて所属長に提出するものとする。
- 4 第5の3の規定により休職期間の延長を希望する職員は、休職期間の終了予定日の2月前までに、休職期間延長申出書（様式第4号。以下「期間延長申出書」という。）に延長が必要となった旨の理由書（様式第5号）を添えて所属長に提出するものとする。
- 5 前記1から4までに規定する書面の提出を受けた所属長は、各様式の定めるところにより、意見を記載した上、次により警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に上申するものとする。
 - (1) 休職申出書及び期間延長申出書にあっては、それぞれの提出期限の翌月の15日までに行うこと。
 - (2) 期間短縮申出書にあっては、当該提出を受けてから速やかに行うこと。
- 6 本部長は、自己啓発のための休職の期間中であっても、当該休職を継続することが困難若しくは不相当と認める場合又は公務の運営上復職させるべきやむを得ない事情がある場合は、速やかに職員を職務に復帰させる等必要な措置を講ずるものとする。

第7 内定等の通知

- 1 第6の5の規定により上申を受けた本部長は、条例及びこの要綱の目的に適合し、かつ、公務の運営に支障がないと認めるときは休職（新規・延長・短縮）内定書（様式第6号）を、認めることができないときは休職（新規・延長・短縮）を認めることができない旨の通知（様式第7号）を、それぞれ次により所属長を経由して当該職員に通知するものとする。
 - (1) 休職申出書及び期間延長申出書にあっては、それぞれの提出期限の翌々月の15日までに行うこと。
 - (2) 期間短縮申出書にあっては、当該上申を受けてから2週間以内に行うこと。
- 2 前記1の規定により休職又は休職期間の延長を認めた場合の発令は、静岡県警察職

員の分限の取扱いに関する訓令（平成15年県本部訓令第25号）第25条第1項の規定を適用する。

第8 内定の辞退

- 1 職員は、第7の1の規定による休職内定書を受けた後に、やむを得ない理由により休職を希望しないこととなったときは、速やかに内定辞退書（様式第8号）を所属長に提出するものとする。
- 2 前記1の規定による内定辞退書の提出を受けた所属長は、速やかに警務課長を經由して本部長に提出するものとする。

第9 研修成果の報告

- 1 職員は、休職期間中は休職開始日から6月経過ごとに、休職期間が満了又は短縮により終了したときは速やかに、自己啓発研修状況（成果）報告書（様式第9号。以下「報告書」という。）を所属長に提出するものとする。
- 2 前記1の報告書の提出を受けた所属長は、速やかに警務課長を經由して本部長に報告するものとする。

第10 職員の義務

この要綱により、自己啓発のための休職となった者は、当該休職の期間中、休職の事由となった研修に専念する義務を負い、また、休職の事由以外の目的で休職期間を利用することはできない。

第11 給与の取扱い

この要綱により、自己啓発のための休職となった者については、当該休職の期間中いかなる給与も支給しない。

第12 雑則

この要綱に定めるもののほか、自己啓発のための休職の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。